

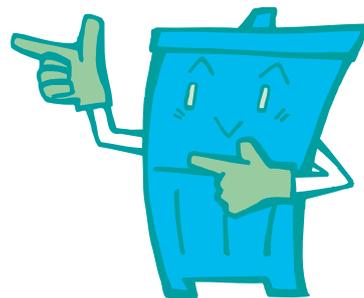


# 何から始める？

毎日の生活の中で必ず生まれる「ごみ」。10月1日から本庁地区・双海地区で収集する燃えるごみには、指定ごみ袋制度が導入されます。環境のためにも、家計のためにも少しでもごみは減らしたいもの。あなたは何かから始めますか？

◀伊予市生涯学習講座「ごみ箱から環境を考える学習会」でのごみ収集体験の様子

【8月8日撮影】



## ダイエット ごみの減量化

伊予市で  
出されるごみ  
年間約1万6千トン

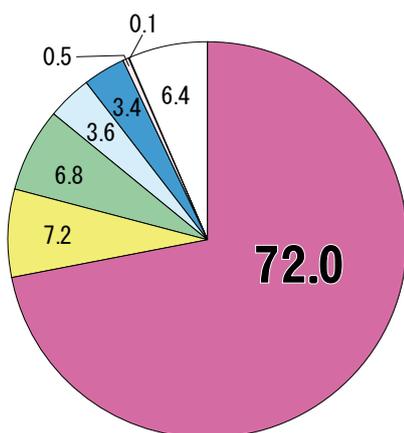
皆さんは、市内で出されているごみの量をご存じですか。ごみの分別など皆さんのご協力により、平成17年は、全体の約30%のごみがリサイクルされている一方で、年間約15,625トンのごみが出され、そのうち10,900トンが焼却処分されています。これらのごみ処理にかかる費用は、年間約4億2,600万円です。

その約7割が  
家庭から出る  
「燃えるごみ」

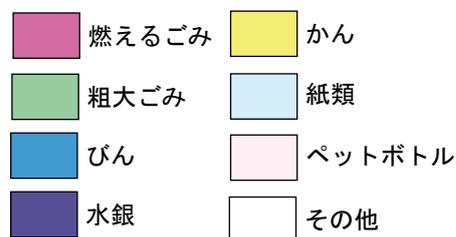
これらのごみの約7割を占めるのが家庭から出る「燃えるごみ」です。建設や運営に多額の費用がかかるごみ処理施設を大切に、石油などの限られた資源の有効利用を図るためには、この「燃えるごみ」の減量が大きな課題です。

すべてのごみをリサイクルすることは難しいですが、一人一人のちょっとした心がけでごみを減らすことができます。皆さんも自分でできるごみの減量に取り組んでみませんか。

さあ、  
いよいよ  
実践！



平成17年度  
ごみの種類の内訳 (%)



あなたのできることから始めよう

## 一減量のポイント 「3R」を実行しよう！

ごみの減量化には次の「3R」を実践することが有効です。こうした私たち一人一人の小さな行動の積み重ねがごみの減量化につながります。

減量化はものを買うときから始まっています！

### リデュース [Reduce] ごみを出さない

- ・マイバックでお買い物
- ・本当に必要か考えて買う
- ・過剰包装を断る
- ・食べ残しをなくす

「もったいない」の心で繰り返し使いましょう！

### リユース [Reuse] 再使用する

- ・修理してもう一度使う
- ・詰め替え商品を利用する
- ・周りで必要としている人に譲る
- ・捨てる前に別の使い道を考える

混ぜればごみ、分ければ資源！

### リサイクル [Recycle] 再生利用する

- ・ごみを正しく分別する
- ・リサイクル品やリサイクルしやすい商品を買う

ごみを減らそうとは思っていますが…。  
何から始めればいいのか  
迷っています。



### 私たちも始めています、 こんなこと。

- ★燃えるごみに入れていた紙類を資源ごみの方に入れて出しました。
- ★ごみを減らすために、ペットボトルやかんに入っている飲み物をなるべく買わないようにしています。
- ★トレーは洗って乾かし、ためておいてスーパーに持って行きます。
- ★紙類の廃品回収を年2～3回行っています。
- ★生ごみはコンポストを利用して、たい肥にしています。

「ごみ箱から環境を考える学習会」  
参加者アンケートより

## ＝ご利用ください市の助成制度＝

■問い合わせ 市民生活課(内線535・536)

### 生ごみ

#### 家庭用生ごみ処理機・ 処理容器に補助金

家庭から出る生ごみの減量化推進のため「生ごみ処理機・処理容器」の購入に補助金を交付します。

内容	補助金
電気式の処理機	・購入価格の2分の1以内の額(2万円を超える場合は、2万円) ・1世帯につき5年間で1基
コンポスト容器	・購入価格の2分の1以内の額(3千円を超える場合は、3千円) ・1世帯につき3年間で2基

### 故紙類

#### 資源ごみ回収活動に 手数料交付

- 対象団体 営利を目的としない地域住民で構成する20人以上の団体
- 対象品目 故紙類(新聞・雑誌・ダンボール・紙パック)
- 手数料 1kg当たり3円
- 提出書類  
【団体登録】 登録申請書、会員一覧表  
【手数料交付】 実績報告書、回収証明書、手数料請求書

買い置きしている市販のごみ袋やレジ袋は使えないのですか？

「燃えるごみ」には指定ごみ袋以外は使えなくなります。びん・かん・ペットボトル・燃えないその他のごみ・有害ごみは、今までどおり透明又は半透明の袋で出してください。

チラシ・新聞・レジ袋を内袋として使用しても良いのですか？

最小限の使用は可能です。ごみが見えることが嫌な場合はこの方法で、ただし、外袋は指定ごみ袋で出してください。

ごみ減量化対策では、指定ごみ袋の導入のほかにプラスチックごみの資源回収など市でできる対策があるのでは？

現在「燃えるごみ」として回収しているトレー、卵パック、お菓子の袋など、薄く柔らかいプラスチック類は、平成19年をめどに、資源ごみとして回収できるよう準備を進めています。

## 指定ごみ袋制度 これが知りたい！



# 10月1日から 燃えるごみは 「指定ごみ袋」で収集します

燃えるごみ以外は  
今までどおりの  
分別・収集です



### 指定ごみ袋は

9月から  
市内の食料品や日用品を扱う小売店で販売します。

(単位：mm)

種類	サイズ	容量	販売価格 (10枚)
大	縦800×横450 有効幅(650)	45ℓ	400円 (40円/枚)
中	縦700×横350 有効幅(500)	30ℓ	300円 (30円/枚)
小	縦600×横270 有効幅(400)	20ℓ	200円 (20円/枚)

■指定ごみ袋取扱店については…  
広報いよし9月号の折り込みチラシ又は伊予市ホームページ (<http://www.city.iyo.ehime.jp>) をご覧ください。

### 指定ごみ袋取扱店を募集します

■申込資格 原則として、次の要件をすべて満たす事業者に限ります。

- ①伊予市内に店舗がある。
- ②継続して食料品又は日用品の小売を行っている。
- ③市税に滞納がない。
- ④大・中・小の各種指定袋をそれぞれ1箱(10枚入り×50冊)以上取り扱いができる。
- ⑤指定袋の的確な管理及び手数料収納事務の適正な執行を行うことができる。
- ⑥そのほか市長が特に必要と認めたもの

■申込方法 次の書類を市民生活課へ執務時間中に提出してください。

- ①一般廃棄物処理手数料収納事務委託登録申請書(市民生活課又は双海地域事務所総合窓口課でお渡しします。)
- ②前年度分の市税納税証明書(法人の場合は法人の納税証明書、個人の場合は個人の納税証明書)
- ③店舗の位置図